國學院大學学術情報リポジトリ

〔報告〕「政治・法と社会参加」、そしてその次：シチズンシップ教育をめぐる國學院大學の挑戦：講演録：平成30年度教育開発シンポジウム学士課程教育におけるシチズンシップ教育

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-09 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 捧, 剛 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00002145

第２部 《報告３》

「政治・法と社会参加」、そしてその次
―シチズンシップ教育をめぐる國學院大學の挑戦

捧　剛氏（國學院大學法学部教授）

ただいまご紹介にあずかりました、國學院大學法学部の捧です。本日は國學院大學におけるシチズンシップ教育の試みについて、ごく簡単にではありますけれども、ご紹介させていただきたいと思いますが、まずはこの場を設けてくださいました赤井学長、教育開発推進機構の柴﨑機構長、それからこのあと司会の労もとっていただきます、大久保副学長に御礼を申し上げたいと思います。

「シチズンシップ教育の試み」と、やや偉そうに申し上げてしまいましたが、國學院大學においてシチズンシップ教育科目が正式なカリキュラム上の科目として開講されましたのは、昨年度であります。パイロットケースとして一部を他の科目に読み替えて実施した時期を含めましても、まだ３年の経験しかございませんので、皆さま方の参考になるような実績をお示しすることはできないだろうということにつきましても、あらかじめご了承いただければと思います。

先ほど柴﨑機構長から、國學院大學の第４次21世紀教育研究計画の中の國學院大學ビジョンおよび教育目標について紹介がありました。また、それらとシチズンシップ教育とのある種の整合性といいますか、親和性のようなものにつきましてもご紹介がありましたので、その点につきましては省略させていただきます。

ここにお示しいたしますのは、國學院大學法学部の教育研究上の目的といわれるものです【３】[1]。着目してほしい箇所につきまして、色を変えて記しておきましたが、「現代社会において主体的に行動し、かつ平和で民主的な国家及び社会の形成に積極的に参画できる人材を育成すること」となっており、國學院大學の法学部は、シチズンシップ教育そのものを、この教育研究上の目的に掲げてるんだと言っていいだろうと思います。

ここで少し、國學院大學の法学部の現状についてお話をさせていただきたいと思います。おそらくどの法学部でもそうだと思いますが、法学部を卒業した学生全てが、法律の専門職に就くわけではありません。さらに言えば、國學院大學の法学部もそうですけれども、法律を専門として学ぶだけでなく、政治を中心として学ぶ学科なり専攻なりを備えている大学も少なくないだろうと思います。そういった状況において、大学で学んだ学生に対して、法学部が、果たしてどのような付加価値を付けられるかということについては、常に考えていく必要があると思いますが、その１つがシチズンシップ教育ということになろう

と考えています。

しかし、実際のところ、シチズンシップ教育を通しての國學院大學法学部で実現したいと私が思っていることは、もう少し多岐にわたります。ここにシチズンシップ科目の目的として示されておりますが【5】、その下のところをご覧いただければと思います。幾つかのことがらの間で「橋を架ける」ということも、シチズンシップ科目の目的としたいと考えているわけです。

と申しますのは、すでに何人かの先生方からもご紹介があったところですが、高校生が法学部に入学するに当たって、彼ら、彼女らは法であるとか政治であるとか行政であるとかいったものに対して、非常にプリミティブなイメージを持っており、そうしたイメージのものについて学ぶのが法学であり政治学なんだと期待をしてるわけですが、現実問題として、彼ら、彼女らが持っているイメージと、実際に大学で学ぶ法学、特に法律の解釈学というものは、相当程度乖離しています。

ですから、法律が社会でどのように機能するのかや、法律がどのような役割を果たすかといったことを、例えば高校の公民である程度理解をしていたとしても、それは、法律学、法律の解釈学の学習にはただちにはつながっていかないわけです。そうしますと彼ら、彼女らは、大学で学ぶ法律の解釈学が、果たしてどのように実際の社会において役に立つのかが分からなくなる。そうなりますと、場合によってはそのことが法律を学ぶことに対するつまずきの石になり、もっと悪い場合には、「法律嫌い」という障壁を作りだしてしまうということになります。まさにシチズンシップ教育がめざすところとは逆の状況が生まれる形になってしまうわけです。

そういったような、彼ら、彼女らが持っているプリミティブな法律や政治のイメージ――それは場合によっては例えばテレビドラマから得た知識から創られたものかもしれないし、個人的に得た経験から創られたものかもしれない。そういう意味では間違っている部分もあるかもしれない。しかし、「そんなものは大学では役に立ちません」と言って切って捨てるのではなく、それらを生かしつつ、どのように法律や政治の勉強へとつなげていくのかを考えることが必要になってくるのだと思われます。

ですから、シチズンシップ教育が果たす役割というのは、彼ら、彼女らが持っている法や政治に対するイメージ、あるいは法律や政治を学ぶということに関する理想と、現実のそれらとを結び付けること。加えていいますと、法律や政治を学ぶことには、ある程度イマジナリーな部分、つまり、想像で補っていかなければならない部分もあるわけですが、それが「このように現実とつながっているのだ」ということを示すことも非常に重要になってきます。ですから、理想と現実、リアルとイマジナリー、そうしたものを結び付ける役割が、シチズンシップ科目の重要な目的になると考えています。

それから、これも先ほど出てまいりましたが、実際には理論と実践というのは、別々に存在するわけではありませんし、実際問題として、大学で学んだ理論というものを実践で生かすことがかなり重要になります。そのこと、つまり理論と実践とを結び付けるという

ことにおいても、シチズンシップ科目が役割を果たすことができるだろうと考えています。

それから、場合によっては学生は政治と法というものの関係性を正しく理解していないこともあります。その場合にも、政治と法というものがどのように関係しているのかということについて、シチズンシップ科目を通じて学んでもらうこともできるだろうと思います。

最後に、法学部には３つの専攻がありますけれども、その専攻同士を、あるいはそれを越えて学部と学部を結び付けるという役割も、シチズンシップ科目は持ってるのだと考えています。

以上のように、國學院大學では、入学してきた学生が持っている法や政治のイメージというものを実際の大学での学習と結び付けるための１つの方策としてシチズンシップ科目を位置付けています。そのことから、シチズンシップ科目を設計するに当たって、私は２つのこだわりを持っていました【6】。１つは、まず、シチズンシップ科目において扱われる諸問題は、学生の身近にあるものを題材にすべきだということです。そして、もう１つは、担当の教員は可能な限り実務家であるべきだということです。

ところで、実務家教員のことを申し上げますと、ちょっと話がそれてしまいますが、実務家が持っている説得力には、絶大なものがあるんですね。シチズンシップ教育をする際に、現に解決すべき課題として学生の身近にある問題を題材として提供する必要があると申し上げましたが、それを研究者教員ができないかというと、そんなことはないと思うのです。しかしながら、実務家が実際にご自身で扱った題材をテーマにして授業をすると、それだけで学生に対して相当程度の説得力を持ってしまう。そういった、何と申しますか属人的な要因で説得力を持ってしまうというのは、あまり良いことではないのですけどが、シチズンシップ教育の重要な目的の１つが実際の社会と学問との結び付きを考えることにあることもまた事実ですから、その意味においては、実務家教員の果たす役割は、彼自らが経験を学生に題材として提供することを通して学生に疑似体験をさせるということ、教室では体験することができない事柄を体験させるということでもあるのだろうと考えます。ですから、信頼のおける実務家が、自らの専門の領域についてシチズンシップ教育を担う場合については、先ほど申し上げたたような問題、すなわち、実務家であると言うだけで無条件に話す内容が受け入れられてしまうという問題は恐らく生じないんだろうと、私は信じております。

さて、シチズンシップ科目の國學院大學における位置付けでありますけれども【7】、先ほど申し上げましたように、法学部には３専攻ございますが、まずはその３専攻に共通する専門教育科目であるということになります。

加えまして、シチズンシップ科目は、専門教養科目でもあります。専門教養科目といいうのは、学部の専門科目の基礎部分を他学部学生が体系的に履修する科目群という位置付けをされておりしたがって、法学部の専門科目ではありますけれども、同時に他学部の学生も履修することができる仕組みになっています。

そもそもシチズンシップ教育におきましては、さまざまなバックグラウンドを持った人たちが議論するということが非常に重要になってきますから、法学部だけにこれを提供するというのでは、シチズンシップ科目としての役割を果たすことはできないわけです。そういう意味において、多様な専門性を持った、あるいはバックグラウンドを持った学生が一堂に会して、そこで授業を受けるということ、これが重要なんだろうと考えています。

さらに、理論と実践の結び付きとも関係してくるのですが、シチズンシップ科目は１年次から提供されておりますから、初年次教育としての役割もあります。先ほど申しましたように、高校生が持っていたイメージというものを、大学での学びに結び付けるという点においての役割は、まさに初年次教育のそれであるわけですが、それに留まらないというところもございます。それについては、後ほど具体的な例を出して説明を申し上げたいと思います。

國學院大學におけるシチズンシップ科目は、全部で５つの科目から構成されます。つまりは単一の科目ではなくして、５つの科目の複合体ということになります。一番上に①「法学（日本国憲法）」、それから②「法と社会参加」、③「政治と社会参加」、④「行政と市民生活」、⑤「法教育入門」となっています。大変申し訳ないですが、一番上の「法学（日本国憲法）」は、正直に申し上げて、今のところシチズンシップ科目としてあまりうまく機能していません。従いまして、このあとこれについて質問を受けた場合も、私は無視してしまおうかなと……（笑）。大変申し訳ありません。考えられる原因はいろいろとあるのですけども……。

したがって、②から⑤までについてだけを説明したいと思います。なお、「法と社会参加」、「政治と社会参加」および「行政と市民生活」については、科目名の後ろに括弧内でサブタイトルを示して、内容に応じて授業をさらに細かく分ける形になっています。

まず、「法と社会参加」の特徴は、そこにポイントとして掲げておきましたように、「日常生活において誰もが直面する可能性がある法的な問題、これを実務的な観点から学ぶことを通じて、社会における法の役割を考える」ということになります。

法律の解釈の分野でいいますと、法律の枠組み内で論理を構成しなければいけませんから、法律の枠を越えたような論理展開というのは、立法論として切り捨てられてしまうことがあるわけです。ただ、「法と社会参加」においては、法解釈の枠に留まらずに、法律では解決し得ない部分について、それではどういったような法律を作っていけばいいのかといったところまで展開してもらうことが重要であろうと考えています。

時間がありませんので詳しくは申し上げませんが、「法と社会参加」の中に、例えば“暮らしの中の法律実務”や“私たちと司法”という科目があります。それらがどういったことを講義内容としているのかについても抜粋しておきましたので、そちらもご覧いただければと思います。

「法と社会参加」については、今申し上げた日常生活において直面する法律問題の解決がもちろん主題としてあるのですが、実はもう１つ忘れてはならない主題があります。そ

れは、いわゆる司法作用へ市民が参加する機会の問題です。イギリスやアメリカには陪審制がありますし、日本でもいわゆる裁判員制度があります。基本的に事実認定のみに一般市民が関わる陪審とは違って、日本における裁判員制度は、職業裁判官とともにではありますが、法律の解釈、適用、および判決にまで市民が関与しますから、一般市民が裁判において果たす役割は、非常に大きくなります。その点からして、市民が法的なセンスを磨くことの必要性は高まります。そういう意味でもシチズンシップ教育が非常に重要になります。ここにございます“私たちと司法”という科目は、裁判員制度を含む司法制度について、長年にわたって積極的に改革のための意見を発信されている弁護士の四宮先生にご担当いただいております。そういう幸運がございまして、先ほど申し上げた主題についても、この授業で取り扱うことが可能になっています。

それから「政治と社会参加」は【10】、もちろんシチズンシップ科目の一番コアになる科目だと思いますが、少し内容を絞りまして、社会的な問題を主体的に発見し、解決することを学ぶこと、さらに自らが理想とする社会をデザインして、それを実現する方法を学んでいくということを主要な目的としています。具体的には、NPOに焦点を当てた授業内容を展開しており、現在、「政治と社会参加」という科目は３コマ開講していますが、講師は全てNPOの代表の方に務めていただいております。

先ほど、政治と法との関係性について述べましたけれども、「政治と社会参加」を設計するに当たっては、社会的な弱者に焦点を当てることも必要だろうと考えました。現在、「政治と社会参加」の中に“心のバリアフリーを育む”という科目が入っておりますけれども、これは、そうした観点から、いわゆる障害者を巡る社会的な問題についてNPOの代表の方に講義していただいています。同時に、先ほど申し上げた「法と社会参加」という科目の中にも、“高齢者・障害者の生活と法”という科目を置いておりまして、そうすることによって、障害者が抱える問題はどのように法的に解決されるべきかという問題と、その一方で法では解決し得ない問題についてはどのようなアプローチで臨むことができるのかということ、この２つを並行して学ぶことができるように設計をしたつもりでおります。

もう１つの「行政と市民生活」は、市民サービスを提供する側、行政の側から【11】、そして行政への住民参加という観点から、シチズンシップを考えていこうという科目になります。行政における市民の役割というものは、忘れられがちではありますが、日本におきましては、地方行政レベルでは、首長を選挙によって選ぶことになっていますし、そもそも身近な生活に関わる政策決定というのは、地方自治体レベルで行われることが多いわけですから、市民サービスの提供者の実際を理解をするということは、非常に重要だろうと考えてます。そこで、「法と社会参加」および「政治と社会参加」という２つの科目に、あえて、観点のやや異なるこの「行政と市民生活」という科目を加えたということになります。

最後に「法教育入門」ですが【12】、これはかなり特徴的な科目です。こちらは、そのシラバスから抜き出したものですけれども、法や司法制度の基礎になっている価値を理解

し、法的なものの考えを身に付けるための教育とは何か、ということを学ぶという講義内容です。つまりこの科目においては、実は学生は「法とは何か」ということを学ぶと同時に、「法を教えるということはどういうことか」ということも学びます。ですから、この「法教育入門」においては、学生は法教育の客体にもなるし、同時に主体にもなるというわけです。

先ほど、シチズンシップ科目は、初年次教育でもあるしそれ以上のものでもあるという話をしましたが、特にこの科目ではそれが顕著です。といいますのも、「法教育入門」は、このあと「法教育演習」という科目につながることになっているのですが、その「法教育演習」において学生が何をするかといいますと、実際に中学や高校に出向いていき、そこで法とは何か、法の基礎にある価値は何かということを、中学生や高校生に教育をするのです。そうすることによって学生は、自分が学んできた、法とは何かということや、法はどのように機能するのかといったことを、確実に自らのものにしていくことが目指されております。そういう点で、これは非常に特徴的な科目であるといえます。

以上のような５科目からシチズンシップ科目はなっています。それぞれの科目の履修者数をここに掲げておきました【15-17】が、時間がありませんので後ほどご覧いただければと思います。左側に全体の履修者数を、そして、右側には法学部以外の学生の履修者数挙げておきました。見てお分かりいただけると思いますが、半数以上が法学部以外の学生です。

最後に、シチズンシップ科目の幾つかの課題についてお話ししたいと思います。ここに４つの課題を挙げておきました【18】。これらの課題の具体的内容は、ご覧いただければ分かるものと考えますので、あまり詳しくは申し上げませんが、ある意味では、制度を手直しすれば――もちろん人的、施設的、または財政的なリソースの制限はありますから、すべて実現できるというわけではありませんが――ある程度は解決可能な問題であろうと理解しております。

ただ、一番大きな問題は、「学生アンケートに見る成果と問題点」――こちらの内容もあとでご覧いただければと思います【19-20】――にも挙げられております。実は、先ほど申し上げた専門教育科目は３科目６単位の修得が卒業要件です。しかも「法学（日本国憲法）」が必修なのです。そうしますと、学生が自由に選択できるのは２科目４単位となります。もちろんそれを超えて履修しても問題はないのですが、今の学生は非常に合理的ですから、制度で必要と定められた４単位以上を超えて履修するかといえば、それはしません。ですから、そこを履修させるような仕組みといいますか、履修に向かわせるような何か、言わば科目自体の魅力というようなものを用意する必要があるのだろうと思います。そして、そういった現実がある中で、果たしてその２科目４単位で、「法学（日本国憲法）」を含めれば３科目６単位で、シチズンシップ教育ができるのかということが最大の問題です。残念ながら、現状では、恐らくそれは極めて困難です。

授業評価アンケートを見ますと、今の学生は内容についてネガティブな意見をほとんど

言わないですね、本当に優しい。しかし、内容的な批判がないということこそ、実はうまくいっていないということを示す証しなのではないかなとも思うわけです。といいますのも、学生がシチズンシップ科目とはどういった趣旨のもので、それを通して何を涵養しようとしているのかを、正しく理解していれば、個々の授業でそれが実現されていない場合には、もっと多くの批判が出てくるはずだと思うのです。

「学生アンケートに見る成果と問題点」の最後に書いたのですが、授業評価アンケートの中には、「政治と社会参加」なのに政治がどう関連してるか分からないという声や、法学部の学生には物足りないかもしれないという声が出てくるのですけが、それらは、恐らく、シチズンシップ科目というものの位置付けが、学生にうまく伝わっていないことの証拠なんだろうと考えてます。ですから、今後一番の課題となるであろうことは、シチズンシップ科目というものの位置付けを、学生にどう伝えるかということであり、それができなければ、恐らくシチズンシップ教育は成功しないだろうと考えています。

最後にもう１つ、大胆な提案をさせていただきたいと思います【21】。これまで私は、シチズンシップ教育というものを相当に拡大解釈して、これらの科目を説明してきましたので、専門の先生方からはお叱りを受けるだろうということを覚悟していますが、シチズンシップ科目の地平というものを、私は、もっと広げてもいいんじゃないかと考えています。ですから、本学におけるシチズンシップ科目の目的というのは、政治とか法とか、あるいは自ら望む社会を実現していく上で、知っておくべき最低限の手続とか手順とか、そういったものは押さえた上で、それぞれの専門的な知見に基づいて、政策提言をしていくというところまでいけて、初めて成功したといえるのではないかと思っています。

その意味で、極めて間接的であり、遠回りでもあるかもしれませんが、例えば文学や歴史学といったものが、より良い社会を形成するために、あるいは民主主義や多様性の理解にどう役に立つのかといったことを教える授業があってもいいのではないかと思っています。もっと言ってしまえば、例えばなぜ「文学と社会参加」や「歴史と社会参加」や「宗教と社会参加」という授業がないのか、そういった授業があってもいいのではないかと思っています。

もちろん、先ほど申し上げた政策提言というのは、なにも「職業的な政治家になれ」とか、あるいは「公務員になれ」とか、そういった類のことではなく、また、単にその国の制度を理解して「選挙のたびに投票に行けよ」というところに留まるのでもありません。自分がそれぞれの専門の科目において身に付けた知見を生かして、他の人たちが何らかの政治的決定なり、利益の調整なりをするときに、それに資するような情報を提供できるようになろうということです。仮に人間社会の１つの特徴というものが集合的な知識にあるとするならば、その集合的な知識に基づいて他の人たちが決定することができるような、そういった、いわば集合知を形成することに資するような学生を育てていくこと、それがシチズンシップ教育の目的ではないかとも考えているわけです。

時間の関係で色々なところを端折ったため、大変分かりにくい説明になってしまったの

ではないかと思いますけれども、以上が私からの報告となります。どうもありがとうございました。（拍手）

注

1　以下、【 】はスライドの番号を示す。

「政治・法と社会参加」、そしてその次…

－シチズンシップ教育をめぐる國學院大學の挑戦－

國學院大學法学部・摂剛

1

國學院大學ビジョン

豊かな知（悩む力・考える力・多様性を受け入れ生き抜く力）を身につけ、分別をわきまえた、この社会を動かせる人。自己の人生に責任を持ち、自らが主体的に生き、その自覚と意志を持った人。

教育目標：主体性を持ち、自立した「大人」の育成

2

國學院大學法学部の教育研究上の目的

法学部は、幅広い教養と学識を身につけるとともに、法学及び政治学に関する専門的知識を修得することを通して、価値観が多様化する現代社会において主体的に行動し、かつ平和で民主的な国家及び社会の形成に積極的に参画できる人材を育成することを目的とする。

3

イギリスにおけるシチズンシップ教育の内容（Key Stage 4）【抜粋】

I. 議会制民主主義、政府の権限、政府の責任を問うことにおける市民や議会の役割を含むイギリスの国制の重要な要素、ならびに行政府、立法府、司法府および自由なプレスの役割
II. イギリス国内外の選挙制度、ならびに政策決定に影響を及ぼすために民主的な手続きおよび選挙において市民がとり得る行動
III. 人権および国際法
IV. イギリスの法制度、法源および社会が複雑な問題を解決することに対して法がどのように資するか
V. イギリスにおける国、地域、宗教および民族に関わるアイデンティティの多様性、ならびに相互に理解し、尊重することの必要性
VI. ボランティア活動やその他の責任ある活動への参加の機会を含む、自身の所属するコミニュティをより良くすることに市民が寄与し得る方法

Department for Education, *The National Curriculum in England -Key stages 3 and 4 framework document* (December 2014) 83-84.

4

シチズンシップ科目の目的（1）

- 「自分自身」および「大学で学んでいること」と社会との繋がりを意識させる。
- いろいろなことがらの間の架橋となる。
  - ◆ 理想と現実
  - ◆ リアルとイマジナリー
  - ◆ 理論と実践
  - ◆ 政治と法（法の制定と法の執行、政策立案と政策決定・実施）
  - ◆ 専攻と専攻・学部と学部

5

シチズンシップ科目の目的（2）

- 解決すべき課題（問題）を現実のものとしてとらえさせる。
  - ◆ 学生の身近にあるものを題材とする。
  - ◆ 担当教員は可能な限り実務家とする。

6

シチズンシップ科目の位置づけ

- 3専攻に共通する専門教育科目
- 専門教養科目（学部専門教育科目の基礎部分を、他学部学生が体系的に履修する科目群）
- 初年次教育ではあるが、それにとどまらない。

7

シチズンシップ科目の構成

1 • 法学（日本国憲法）
2 • 法と社会参加
3 • 政治と社会参加
4 • 行政と市民生活
5 • 法教育入門

8

「法と社会参加」の特徴

日常生活において誰もが直面する可能性のある法律問題を実務的な観点から学ぶことを通じて、社会における法の役割を考える。

「法と社会参加（暮しの中の法律実務）」のシラバスより

【講義の到達目標】
日本国内での社会生活上最低限必要な法的知識を獲得し、また問題解決能力を養う、特に今後本格的に法書を目指す学生については法書の具体的なイメージをつかむとともにその学習意欲を高める。

「法と社会参加（私たちと司法）」のシラバスより

【講義講義内容（一部）】
現在のわが国の司法制度の基盤をなす、1999年以降に議論・実現された司法制度改革を中心に、司法へのアクセス、司法制度と国民、司法制度を担う法律家などについて講義毎にテーマを選び、事前に資料を提供して、討議する。なお、この授業には法律的な知識は必要ない。法学部以外の学生の履修も歓迎する。

9

「政治と社会参加」の特徴

社会的な問題を主体的に発見・解決することを学び、自らが理想とする社会をデザインし、実現する方策を探る。

「政治と社会参加（心のバリアフリーを育む）」のシラバスより

【講義の到達目標】
障害者と健常者の間にある心のバリアとは何かを理解し、このような社会的問題に対してNPOができる社会貢献活動について理解する。また、主体的に課題を見つけ、その課題を解決するためにはどうしたらよいかという思考力、受講生同士で協力してレクリエーションを作るために必要なスキル、自ら情報を調べ、NPO活動に参加する行動力等を授業を通して身につける。

「政治と社会参加（社会を変えるNPO活動）」のシラバスより

【講義講義内容（一部）】
本講義では、社会貢献をミッションとするさまざまな組織について、日本だけではなく、海外の事例も紹介しながら、私たちがどのような社会に暮らしたいのか、どのような社会を創っていきたいのかについてともに考えていくことを考えていきます。そして、持続可能な社会や地域づくりに必要な組織のあり方、ガバナンスの問題などについて考察していきます。

10

「行政と市民生活」の特徴

市民サービスの提供および住民参加の観点からシチズンシップを考える。

「行政と市民生活（行政学へのいざない）」のシラバスより

【講義の到達目標】
本講義の到達目標は、受講生が行政学の基礎的な知識や行政の幅広い仕事を理解することにより、私たちと行政との関わりを実感できるようになることです。

【講義講義内容（一部）】
普段はあまり意識することはないかもしれませんが、天気予報を見たり、病気や予防接種で病院に行くなど、私たちの日常生活の様々な場面で行政との関わりがあります。これらの行政活動の現場は、規則と裁量のバランス、中央と地方の権限関係、官と民の役割分担などの様々な関係の上に成り立っており、しばしば困難な決断や対応に迫られます。そこで本講義は、私たちに身近な行政活動がどのように作動し、またそれがどのような論理に基づいているのかについて、各テーマのなかで考察していきます。

11

「法教育入門」の特徴

Public Legal Educationを基本としつつ、学生は、法教育の客体であるとともに主体ともなる。すなわち、「法を教える」ことを学修する。

「法教育入門」のシラバスより

【「法教育入門」の目的】
法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育（法教育）がなにか学ぶ。

【「法教育入門」の内容（一部）】
紛争の解決のためにいかなる「ものさし（解決基準）」が必要なのかを考え、法やルールがなぜあるのか、なぜ守らなければならないのか、守らなかったときに制裁が加えられるのはなぜかなどの考察を通じて、法や司法制度の根源的価値を学ぶ。

12

理論と実践の往還（法律系）

法と社会参加
法教育入門
⇔
法律系専門科目
「いわゆる六法科目」
「行政法」
「労働法」
「知的財産法」
など
⇔
臨床法学演習
法教育演習

13

理論と実践の往還（政治系）

政治と社会参加
行政と市民生活
⇔
政治系専門科目
「政治学」
「行政学」
「公共政策」
「地方自治論」
「NPO論」など
⇔
政治インターンシップ
フィールドワーク

14

「法と社会参加」の履修者数

	2017年度				2018年度			
	前期		後期		前期		後期	
	全履修者	法学部以外	全履修者	法学部以外	全履修者	法学部以外	全履修者	法学部以外
私たちと司法	115	49	80	34	170	90	197	119
ワークルール入門	532	341	－	－	200	146	188	141
高齢者・障害者の生活と法	－	－	－	－	200	100	201	128
暮らしの中の法律実務	200	98	190	120	156	83	40	22
企業での活動と法	192	98	147	69	200	115	111	58
インターネットと法	－	－	533	346	146	86	199	135

15

「政治と社会参加」・「行政と市民生活」の履修者数

	2017年度				2018年度			
	前期		後期		前期		後期	
	全履修者	法学部以外	全履修者	法学部以外	全履修者	法学部以外	全履修者	法学部以外
(政)子供たちの未来のために	73	17	－	－	200	126	－	－
	289	97	－	－	－	－	－	－
(政)社会を変えるＮＰＯ活動*1	－	－	65	65	－	－	55	54
(政)心のバリアフリーを育む*2	－	－	－	－	25	18	－	－
(行)ゆりかごから墓場まで	－	－	300	185	－	－	－	－
(行)行政学へのいざない	－	－	－	－	156	83	－	－

*1：たまプラーザ・キャンパス開講　*2：夜間時間帯開講

16

「法教育入門」の履修者数

	2017年度				2018年度			
	前期		後期		前期		後期	
	全履修者	法学部以外	全履修者	法学部以外	全履修者	法学部以外	全履修者	法学部以外
法教育入門	103	59	−	−	11*1	11	36	20

*1：たまプラーザ・キャンパス開講

17

課題1　ー科目構成ー

- 「法と社会参加」、「政治と社会参加」および「行政と市民生活」の科目数におけるバランスの悪さ
- 「政治と社会参加」の内容的な多様性の欠如
- グローバルな視点の欠如
- 経済分野を取り入れるなどの学際的展開力の不足

18

課題2　ー学士課程教育の科目群としての価値はあるかー

■ 学生アンケートに見る成果と問題点①

- ◆ とても噛み砕いた表現で、例をわかりやすく説明しているところ。 この授業で、初めて法というものに触れる人にも、とても優しい講義内容。 実体験をもとにした話が多く、机上の空論のような現実感のない話にならない。（「法と社会参加（暮しの中の法律実務）」日本文学科1年）
- ◆ 学生、社会人関係なく、生きていく上で重要な知識が詰まった講義。小学校～大学で学生が教わりたかったという内容。（「行政と市民生活（ゆりかごから墓場まで）」日本文学科4年）
- ◆ 司法制度改革について自分なりに考えを持つことができた。（「法と社会参加（私たちと司法）」経済学科1年）
- ◆ 他の法律系の講義とは違い実際に身の回りで起こり得る身近な内容を題材としているため理解しやすく、強い関心を持てた。（「法と社会参加(暮しの中の法律実務）」法律法律専攻2年生）
- ◆ 法について詳しく学べること。ビデオを見て実際の法廷や取り調べを知ることができ、模擬取り調べを実際に体験できること。検察庁や裁判所へ行き、授業で学んだことがより深められたこと。（「法教育入門」初等教育学科3年）

19

課題2　ー学士課程教育の科目群としての価値はあるかー

■ 学生アンケートに見る成果と問題点②

- ◆ 普通に暮らしてるだけではわからない、社会人になってからつかえそうな労働に関するルールを知ることができたこと。授業中、法学部以外の学部生にこそ聞いてほしいと言っていたし、たしかに授業内容もそのようになっていたので、法学部生向けでないならその旨はシラバスに明記しておいてほしい。（「法と社会参加（ワークルール入門）」法律専攻1年）
- ◆ 法律を知らない生徒であれば非常に興味深いお話をされていたが、その生徒たちのレベルに合わせた授業であるので法学部で専門に勉強している学生から見たら物足りないものもあったかもしれない。しかしながらスライドも良くできていて授業はわかりやすい。先生のレベルは高いです。（「法と社会参加（暮しの中の法律実務）」法律法律専攻3年生）
- ◆ NPO活動の可能性の広がりに気付かされたこと。社会を変えられるのは私たちの手なんだ！と気付かされたこと。後半、実践活動になり、活動目的が明確になって楽しかったこと。（「政治と社会参加（社会を変えるNPO活動）」初等教育学科3年）
- ◆ 科目名が政治と社会参加なので、政治とどう関連してるか、政治専門の先生の話も一度でもあったらよかったと思う。（「政治と社会参加（子供たちの未来ために）」史学科1年）

20

シチズンシップ教育の役割

「政策提言」のできる大人（市民）を育成するための統合型ツール

21